

議案第52号

飯能市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第17条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条の規定の施行の日から施行する。

令和3年9月3日提出

飯能市長 新井重治

飯能市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))を除く。))又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第17条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))を除く。))又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第17条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書</p>

書面により通知するものとする。

面により通知するものとする。

(公認心理師法の一部改正)

第六十一条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を公認心理師登録簿に登録するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。

第三十一条 次の一項を加える。

3 前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

第三十五条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の」を「書換交付又は」に改め、同条中「第三十三條中」を「第二項並びに第三十三條中」に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録(変更の登録を含む)」に、「公認心理師の登録」を「当該登録」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五條、第四十七條及び第五十五條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。))並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日

二 附則第十八條(戸籍法第二百二十九條の改正規定を除く。及び第五十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五條の第二項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二條の三の改正規定に限る。))の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日

三 附則第七條第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七條、第三十五條、第四十四條、第五十條及び第五十八條並びに次條、附則第三條、第五條、第六條、第七條(第三項を除く。)、第十三條、第十四條、第十八條(戸籍法第二百二十九條の改正規定(戸籍の「)の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。、第十九條から第二十一条まで、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第二十九條(住民基本台帳法第三十條の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十五條まで、第四十條、第四十二條、第四十四條から第四十六條まで、第四十八條、第五十條から第五十二條まで、第五十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五條の第二項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二條の三の改正規定を除く。)、第五十五條(が登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第十一号)第三十五條の改正規定(二(条例を含む。))を削る部分に限る。))を除く。、第五十六條、第五十八條、第六十四條、第六十五條、第六十八條及び第六十九條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 附則第三十七條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日

六 附則第八條第二項及び第九條第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七條(住民基本台帳法第二十四條の二の改正規定及び同法第三十條の十五第三項の改正規定に限る。)、第四十八條(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一條の二を同法第七十一條の三とし、同法第七十一條の次に一條を加える改正規定を除く。)、第四十九條及び第五十一條並びに附則第九條(第三項を除く。)、第十條、第十五條、第十八條(戸籍法第二百二十九條の改正規定(戸籍の「)の下に「正本及び」を加える部分に限る。))に限る。、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條(住民基本台帳法第三十條の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九條、第四十三條、第四十七條、第四十九條、第五十四條、第五十五條(が登録等の推進に関する法律第三十五條の改正規定(二(条例を含む。))を削る部分に限る。))に限る。、第五十七條、第六十六條及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八 第五十五條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七の項の改正規定に限る。))の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

九 附則第十七條及び第四十一條の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

十 第二十八條、第三十四條、第三十六條、第四十條、第五十六條及び第六十一條の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

二 行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号) 一 行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号) (行政機関の保有する個人情報に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という。))第七條若しくは第四十四條の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。))第八條若しくは第四十四條の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二條第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧行政機関個人情報」という。))若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四條の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等(以下この条において「旧行政機関非識別加工情報等」という。))又は旧独立行政法人等個人情報保護法第二條第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報」という。))若しくは旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四條の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等(以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という。))の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二條第一項に規定する行政機関(以下この条において「旧行政機関」という。))の職員である者又は前条の規定の施行前において旧行政機関の職員であつた者のうち、同条の規定の施行前において旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。
 第十九条第二号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十六号を第十七号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であつた者が他の使用者等における従業者等になつた場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に對し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報提供するとき。

第二十一条第二項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。
 第二十一条の二第一項中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改め、同条第五項中「第五号及び第十二号から第十六号まで」を「第六号及び第十三号から第十六号まで」に改め、同条第六項中「第五号及び第十二号から第十六号まで」を「第六号及び第十三号から第十七号まで」に改め、同条第八項中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。

第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第三項並びに第二十四條中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。
 第二十六條の見出し中「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に改め、同条中「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。
 第二十八條第一項第五号中「第三十八條の三」の下に、「第三十八條の三の二第二項」を加え、同条第六項中「第十九条第七号若しくは第八号」を「第十九条第八号若しくは第九号」に改める。
 第二十九條中「第十九条第十二号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」に改める。

第三十一條第一項の表第三十五條の項、同条第二項の表第三十五條の項、同条第三項の表第三十五條の項及び同条第四項の表第三十五條の項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。
 第三十六條中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。
 第三十六條の二の章名中「機構処理事務」を「機構処理事務等」に改める。
 第三十八條の三第一項中「この条」の下に「及び次条第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（機構の役員等の秘密保持義務）
 第三十八條の三の二 機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十七條第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、機構処理事務等について知り得た秘密を漏らしてはならない。
 2 機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務等について知り得た機構処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。
 第六章の二中第三十八條の七の次に次の六条を加える。

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）
 第三十八條の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六條の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三十九條第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八條の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）
 第三十八條の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六條の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三十九條第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八條の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八條の十一第一項第二号及び第三号において同じ。）

二 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する事項

三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項

四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要事項

第三十八條の九 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八條の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 一 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 三 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に對し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
 4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
 （個人番号カード関係事務に係る年度計画）
 第三十八條の十 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画（次条第五項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 （各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等）
 第三十八條の十一 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績
 二 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績
 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績
 機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に對し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）
 第三十八條の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六條の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三十九條第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八條の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

附則第七七条を次のように改める。
(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第二百十條及び第二百十一條の規定の適用については、当分の間、第二百十條中「行政機関の長等は」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて」と、第二百十一條中「ものとす」とあるのは「ことのできる」とする。

別表第二中、「第六十六條、第二百二十三條」を削る。

第五十二條 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正

第五十二條 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二百五十七條第一項、第二百二十九條第一項、第二百三十條第一項、第二百三十五條第一項及び第二百七十六條第一項中、「政令で定めるところにより」を削る。

第五十三條 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正

第五十三條 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條に次の二項を加える。
3 金融機関は、第一項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、申請人の承諾を得て、当該書面に記載すべき内容を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次項及び第三十四條において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該金融機関は、当該書面を送付したものとみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合において、申請人が現に利用する電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。)が知れないときその他同項の規定により第一項の書面に記載すべき内容を電磁的方法により提供することができないときとして主務省令で定めるときは、金融機関において当該書面に記載すべき内容を書面に出し、これを保管し、かつ、第二項に規定する措置をとることをもつて第一項の規定による送付に代えることができる。

第三十四條中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。」を削る。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第五十四條 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項第八号中「第三十二條の十第四項」を「第三十二條の十第四項」に改める。

第二十二條第一項第五号中「第三十二條の十第四項」を「第三十二條の十第五項」に改める。

第二十五條第三項中「交付」の下に「同条第三項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。」を加える。

第三十二條の九中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次条第三項及び第六十一条第三項において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第三十二條の十第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第六十一条に次の一項を加える。
3 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、中小企業者及び機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、当該書面を交付したものとみなす。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五十五條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七條・第十八條」を「第十六條の二・第十八條の二」に、「機構処理事務」を「機構処理事務等」に、「第三十八條の七」を「第三十八條の十三」に改める。

第二條第十四項中「第十九條第七号」を「第十九條第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に、「又は第八号」を「又は第九号」に改める。

第九條第五項中「第十九條第十二号から第十六号まで」を「第十九條第十三号から第十七号まで」に改める。

第十四條第二項中「第十九條第四号」を「第十九條第五号」に改める。

第三章中第十七條の前に次の一條を加える。
(個人番号カードの発行等)

第十六條の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

第十七條第一項中「その者の」を「前条第一項の二」に、「前条の」を「その者が本人であることを確認するための措置として」に改め、同条第四項中「第七項」の下に「並びに第十八條の二第三項」を加える。

第三章中第十八條の次に次の一條を加える。
(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八條の二 機構は、第十八條の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に關し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第三十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

(抵当証券法の一部改正)

第二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之二記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

(抜粋)

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)
第三十七条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第五十条第一項中「関係府省」を「関係行政機関」に改める。

(総合特別区域法の一部改正)

第三十八条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第六十五条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。
第六十九条中「又は各省」を「デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「デジタル庁令(告示を含む)又は省令」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法等の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「デジタル庁令(告示を含む)又は省令」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第八十七条
二 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第四百七条第三項
三 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第三十九条

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第四十条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第二百二条中「復興庁又は」を「デジタル庁、復興庁又は」に、「復興庁令」を「デジタル庁令(告示を含む)、復興庁令」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第四十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。
第二条第七項中「総務省令」を「主務省令」に改め、同条第十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第九条第四項中「内閣府令」を「デジタル庁令」に改める。
第十七条第八項を次のように改める。
第八項 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの再交付の手続その他個人番号カードに関して市町村長及び個人番号カードの交付を受けている者が行う手続に必要事項(以下この項において「再交付等に関する事項」という。)は総務省令で、個人番号カードの様式及び個人番号カードの有効期間その他個人番号カードに関し必要な事項(再交付等に関する事項を除く。)は主務省令で定める。

第十八条中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣」に改める。
第二十一条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第二十一条の二第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務省令」を「デジタル庁令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第二十二條第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第二十三條第一項第四号中「総務省令」を「デジタル庁令」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第二十四条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第三十一条第一項の表第三十五條の項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務省令」を「デジタル庁令」に改め、同条第三項の表第三十五條の項及び同条第四項の表第三十五條の項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第三十七條第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第四十六條中「内閣府令・総務省令」を「デジタル庁令・総務省令」に改める。

(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正)
第四十二条 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。
第十九条第一号中「平成三十七年」を「令和七年」に改める。
(サイバーセキュリティ基本法の一部改正)

第四十三条 サイバーセキュリティ基本法の一部を次のように改正する。
第十三条中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。
第十六条中「関係府省」を「関係行政機関」に改める。
第三十条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 デジタル大臣

(電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正)

第四十四条 電子委任状の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「総務大臣及び経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、第五条第一項の認定及び第八条第一項の変更の認定に関する事項については、内閣総理大臣及び総務大臣とする。

第十五条第二項中「総務大臣及び経済産業大臣が共同で」を「主務大臣が一」に改める。
(地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部改正)

第四十五条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第十二条中「関係府省」を「関係行政機関」に改める。
附則第二条中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。
附則第三条第二号中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
附則第五条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。
(森林環境税及び森林環境税と税に関する法律の一部改正)

第四十六条 森林環境税及び森林環境税と税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。
附則第一条ただし書中「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定」を「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定」に改める。
附則第二十一条のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定中「第四条第一項第五十二号及び第五十四号」を「第四条第一項第五十三号及び第五十五号」に改める。
(平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第四十七条 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律
第一条中「平成三十七年」を「令和七年」に改める。
第八条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附則

第一條 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十條の規定は、公布の日から施行する。

(旧農林中央金庫法の一部改正)

第二條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号) 附則第三條の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「第四條第一項第九号」を「第四條第一項第八号」に、「同項第十三号及第十五号」を「同項第十二号及第十四号」に、「同項第十三号二」を「同項第十二号二」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正)

第三條 次に掲げる法律の規定中「第四條第一項第九号」を「第四條第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号二」を「同項第十二号二」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号) 附則第五條

二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号) 附則第四十九條

三 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号) 附則第十一條

四 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百号) 附則第九項

五 高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第五十三号) 附則第七條

六 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第五十号) 附則第九條

七 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号) 第四十條第二項

(財政法等の一部改正)

第四條 次に掲げる法律の規定中「を除く。」内閣府を「及びデジタル庁を除く。」内閣府、デジタル庁」に改める。

一 財政法(昭和二十二年法律第三十四号) 第二十一條

二 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号) 第三十二條第一項

三 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号) 第二條第四号

四 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第二條第三号

(地方自治法の一部改正)

第五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十五條中「国家行政組織法」を「デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号) 第四條第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、国家行政組織法」に改める。

第二百四十五條の四第一項中「第四條第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法第四條第二項」を加える。

(国家公務員法の一部改正)

第六條 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二條第三項第五号の二中「及び内閣情報通信政策監」を削り、同項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 デジタル監

第十九條第二項及び第四項並びに第二十五條第一項中「内閣府」の下に「デジタル庁」を加える。

第五十五條第一項中「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加える。

第六十一條の七第一項中「内閣府」の下に「デジタル庁」を加える。

第六十一條の八第一項中「及び内閣府」を「内閣府及びデジタル庁」に改める。

(国の利害に係る訴訟に関する法律の一部改正)

第七條 国の利害に係る訴訟に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第五項中「第四條第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号) 第四條第二項」を加える。

(競馬法の一部改正)

第八條 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同條第二項中「平成三十四事業年度」を「令和四事業年度」に改める。

附則第十條中「第四條第一項第九号」を「第四條第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号二」を「同項第十二号二」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第九條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第七号中「及び内閣情報通信政策監」を削り、同條第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 デジタル監

別表第一官職名の欄中「及び内閣情報通信政策監」を削り、「大臣政務官」を「大臣政務官」に改める。

(地方交付税法等の一部改正)

第十條 次に掲げる法律の規定中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

一 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号) 第五條第四項

二 重要影響事象に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) 第三條第一項第四号イ

三 武力攻撃事象等及び存立危機事象における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) 第二條第五号イ

四 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号) 第二條第五号イ

(災害対策基本法の一部改正)

第十一條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号イ中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

第一百一十一條中「又は」を「デジタル庁令又は」に改める。

(商業登記法の一部改正)

第十二條 商業登記法の一部を次のように改正する。

第十二條の二第二項、第三項、第八項第一号及び第四号並びに第九項中「法務省令」を「デジタル庁令・法務省令」に改める。

(行政相談委員会法の一部改正)

第十三條 行政相談委員会法(昭和四十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「及び第二項に規定する機関」の下に「デジタル庁」を加え、「第四條第一項第十三号イ」を「第四條第一項第十二号イ」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十四條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十條の九の二の見出し並びに同條第一項及び第二項、第三十條の二十三、第三十條の二十八第一項並びに第三十條の三十第二項中「総務省」を「デジタル庁」に改める。

参考

デジタル庁設置法をここに公布する。
御名 御璽

令和三年五月十九日

(抜粋)

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第三十六号

デジタル庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務(第二条―第四条)
第三章 組織
第一節 通則(第五条)
第二節 デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職(第六条―第十二条)
第三節 デジタル庁に置かれる職(第十三条)
第四節 デジタル社会推進会議(第十四条・第十五条)
第五節 雑則(第十六条)
第四章 雑則(第十七条・第十八条)
附則
第一章 総則

第一条 この法律は、デジタル庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務

第一条 内閣に、デジタル庁を置く。

(設置)

第三条 デジタル庁は、次に掲げることを任務とする。

(任務)

一 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二章に定めるデジタル社会(同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。)の形成についての基本理念(次号において「基本理念」という。)のつとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

二 基本理念のつとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること。

(所掌事務)

第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一 デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること(サイバーセキュリティ基本法(平成二十八年法律第四号)第二十六条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 デジタル社会の形成に関する重点計画(デジタル社会形成基本法第三十七条第一項に規定する重点計画をいう。)の作成及び推進に関すること。

二 官民データ活用推進基本計画(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第三号)第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画をいう。)の作成及び推進に関すること。